

令和 8 年第 7 回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和8年第7回吉川市教育委員会会議

付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第24号議案	吉川市文化芸術推進審議会への諮問について
2	第25号議案	吉川市図書館協議会委員の任命について
3	第26号議案	通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について
4	第27号議案	吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

第 24 号議案

吉川市文化芸術推進審議会への諮問について

吉川市文化芸術推進審議会に諮問することについて、議決を求める。

令和 8 年 7 月 24 日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

現行の吉川市文化芸術推進基本計画の計画期間が令和 8 年度をもって終了することから、令和 9 年度を始期とする次期計画を策定するにあたり、吉川市文化芸術基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、吉川市文化芸術推進審議会の意見を聴くため、この案を提出するものである。

(案)

教 生 第 号
令和 年 月 日

吉川市文化芸術推進審議会 会長 様

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

第2次吉川市文化芸術推進基本計画の策定について（諮問）

吉川市文化芸術基本条例第8条第3項の規定により、下記事項について貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

第2次吉川市文化芸術推進基本計画の策定について

2 諮問理由

吉川市では、文化芸術施策に関し、基本理念を定め、市、市民、文化芸術団体、事業者及び教育機関の役割を明らかにすることにより、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする吉川市文化芸術基本条例を制定しています。

本条例では、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する吉川市文化芸術推進基本計画を定めることとしており、計画策定にあたっては、貴審議会からご意見を伺うこととしております。

つきましては、現行計画の計画期間が令和8年度をもって終了することから、令和9年度を始期とする次期計画について、ご意見を伺いたく、貴審議会に諮問するものです。

第 25 号議案

吉川市図書館協議会委員の任命について

吉川市図書館協議会委員に、次の者を任命することについて議決を求める。

氏 名	選出区分	備 考
岡村 美香	学校教育の関係者	小中学校校長会

任期は任命日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

令和 8 年 7 月 24 日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

所属団体から委員の交代の申し出があったことから、後任として、新たに吉川市図書館協議会委員を任命したいので、吉川市図書館条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、この案を提出するものである。

第26号議案

通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について

令和9年度入学における学校選択希望者（通学区域の調整による学校選択希望者及び中学校の選択による学校選択希望者）の受入れ可能な人数を決定すること並びに「調整選択申請書」及び「学校選択申請書」の提出期限を定めることについて議決を求める。

令和8年7月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

学校の施設状況や児童生徒数等を考慮して、吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成19年吉川市教育委員会規則第2号）第6条に規定する学校選択希望者の受入れ可能な人数の決定と調整選択申請書及び学校選択申請書の提出期限を定めたいので、この案を提出するものである。

1 令和9年度学校選択受入可能人数見込み数 ※特別支援学級を考慮せず

小・中学校：令和8年5月1日基準日住基データに基づく就学児童及び学区データによる見込み

学校名	受入可能人数	区域内就学見込数		③加算 学級数	可能人数	
		①児童生徒数	②学級数		④空人数	可能人数 (④×0.7)
吉川小	1学級増とならない人数	92	3	0	13	9
旭小	1学級増までの人数	16	1	1	54	37
三輪野江小	1学級増までの人数	19	1	1	51	35
関小	1学級増までの人数	51	2	1	54	37
北谷小	1学級増とならない人数	58	2	0	12	8
栄小	1学級増までの人数	68	2	1	37	25
中曽根小	受入不可	89	3	—	—	—
美南小	受入不可	172	5	—	—	—
小学校計		565	19	4		
東中	1学級増までの人数	75	3	1	65	45
南中	1学級増までの人数	166	5	1	44	30
中央中	1学級増までの人数	176	5	1	34	23
吉川中	受入不可	314※1	9	—	—	—
中学校計		676※2	22	3		

※1 吉川中(259)の生徒数に、中学校選択制度の弾力的運用地域(55)の生徒数を加えた人数。

※2 吉川中生徒数に弾力的運用地域を算入しているため、総数から弾力的運用地域(55)を引く。

2 「調整選択申請書」の提出期限(小学校)(案)

令和8年9月2日(水)から9月16日(水)まで

3 「学校選択申請書」の提出期限(中学校)(案)

令和8年10月21日(水)から11月4日(水)まで

第 27 号議案

吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

吉川市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年吉川町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 29 号を次のように改める。

様式第 29 号（第 28 条関係）

自己啓発等休業承認申請書				
埼玉県教育委員会 様				年 月 日
		学校名 氏 名	職名	
次のとおり自己啓発等休業の		承認 期間の延長	を申請します。	
1 申請の区分	☐ 自己啓発等休業（2 及び 3 に記入） ☐ 期間の延長（2 及び 4 に記入）			
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称		
		大学等の所在地		
		課程(修業年限)		(年)
		履修の期間		年 月 日から 年 月 日まで
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		
		活動内容		
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで			
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 備考				

(注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。

ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 イ アの内容に関する照会先

2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。

3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外協力隊」、「国連ボランティア」等を記入すること。

4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

6 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 8 年 7 月 2 4 日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

「埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和 8 年埼玉県教育委員会規則第 2 5 号）」が令和 8 年 6 月 3 0 日に公布されたことに伴い、「吉川市立小・中学校職員服務規程」も改正する必要があるため、この案を提出するものである。